農地利用最適化推進施策に関する意見書



令和3年7月 甲 賀 市 農 業 委 員 会

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市農業委員会 会長 北田 耕平

甲賀市農業委員会は、①農地転用や権利移動等の農地法に基づく許認可の適正執行で「農地を守る」こと、②農地利用の集積・集約や遊休農地の対策、また新規参入の促進などによる農地利用最適化推進で「農地を活かす」こと、これを使命として、優良農地の保全と有効利用に努めております。

国においては、「農業委員会法改正の5年後見直し」も始まっておりますが、その如何にかかわらず、農業委員19名・農地利用最適化推進委員45名が、「地域ブロック会議」を地域活動の拠点とし、それぞれの地域の実情に応じた活動をしております。

しかし、「農地を守る」、そして「農地を活かす」ことは容易ではなく、すぐに効果がでるものではありませんが、活力ある農業・農村を築くために、地域で頑張る農業者、地域農業を支える農業者の期待に応える活動を実践し、農業委員・農地利用最適化推進委員の役割を果たしていきます。地域農業の再生には行政支援が不可欠となりますので、市におかれましては、独自の農業者支援策をもって、農業振興をリードいただくことが責務であると考えております。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定により、地域農業者の声を反映した意見書を提出いたします。

なお、予算措置が必要なものについては、令和4年度当初予算に措置いただき、意 見に対する施策反映については、書面での回答をお願いいたします。

□担い手の確保・育成に向けて

昨今の農業・農村環境が厳しいことは言うに及びませんが、農業従事者の減少、高齢化、また獣害などの課題を抱え、令和3年4月1日現在では、遊休農地(237ha)及び荒廃農地(491ha)は728haと、平成28年4月1日現在の642haから5年の間に86ha増加しており、このままでは、更に加速的に増加が予測され、農村環境の悪化が危惧されるところであります。また、コロナ禍による農作物需要の減少も、農業経営の厳しさに拍車をかけています。

そうしたなか、①現在の農業従事者である担い手の高齢化とともに②次世代の担い 手となる後継者・新規就農者の増加が見られないことから、農業就業人口の減少は避 けられません。

地域農業の再生の鍵となる農業の担い手に大きな転換期が訪れており、耕作放棄地の増加や食料供給の問題だけではなく、農村コミュニティの維持・存続に関わる大きな問題ともなることから、担い手の確保・育成が喫緊の課題であります。

○「人・農地プラン」の策定・見直し(認定農業者・農地所有適格 法人・営農組合)

地域の「農地を守る、農地を活かす」ためには、地域の中心経営体の担う役割が大きくなると同時に、地域の担い手・後継者不在が浮き彫りになっています。

地域農業の未来設計図とするべき「人・農地プラン」の策定率は50.7%に留まり、農地の集積率も42.5%と、なかなか進まないのが現状であります。プラン未策定の集落においては、地域の農地を誰に託すのか、そんな問題意識を共有し、地域で「農地を守る」機運を高め、話し合いのスタートが切れるかどうか、それが地域農業の再生への試金石となります。プラン既策定の集落においては、プランの実質化、実施可能で即効性のある見直しが求められます。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、そのコーディネーター役を担い、地域の合意形成に向けて活動します。

市においては、地域の実情に応じた「人・農地プラン」を主体的に推進すべく、認定農業者や営農組合との連携を密にし、令和2年度の意見書回答のとおり、農業関係機関と連携した一体的なサポート体制の構築、説明会の開催及びモデル集落の設定を急務とされたい。

【具体施策】

- 1. 農業者(農地地権者・耕作者)との面談、地域との対話によるプランの策定
- 2. 認定農業者、法人、営農組合に対するプラン策定への誘導
- 3. プラン未策定地域の認定農業者、法人、営農組合リーダーの育成、支援

○小規模農業者の離農対策

農業の担い手は大規模な中心経営体だけではありません。地域農業を支えている小規模農業者の存在は、極めて重要であります。とりわけ中山間地域においては、厳しい生産条件にあって、小規模ながらも地域農業を支える担い手の存在は大きなものとなります。しかし、小規模農業者であるがゆえに、農業機械の更新は補助対象とならず、農業機械の取得をあきらめざるを得ないこととなり、小規模農業者の離農を止められないことから、地域集落の崩壊が始まっています。

また、市においては、地域の中心経営体に集積できない農地も継続的に耕作され、 これまで守られてきた農地が活かされるよう国・県の補助対象とならない農業機械の 購入、レンタル、共同利用の支援が必要です。

本市における有害鳥獣による被害は深刻であり、農作物被害が生産意欲の低下につながり、離農や耕作放棄の要因となっています。広範となった獣害は、生産活動への影響だけではなく、このままでは次世代へ耕作できる農地を引き継ぐことができないことから、農業の維持だけでなく、農村集落の存続ができない状況になっています。

こうした獣害を軽減するための獣害防止柵は、経年劣化が進み、維持補修が頻繁となることから、改良組合や農家が強いられる費用負担を少しでも軽減されたい。

また、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者も高齢化が進み、その育成・確保が課題となるなか、猟友会や狩猟免許取得時、更新時の支援を強化し、計画的な捕獲を実施されたい。

【具体施策】

- 1.家族経営、小規模経営者の経営継続のための支援
- 2. 農業用機械(コンバイン、トラクター等)のレンタル制度の創設
- 3. 農業用機械の更新の支援
- 4. 農業用機械の集約・共同利用(乗用歩行併用型草刈り機)の促進
- 5. 農業用機械を持ったオペレーターの育成制度の構築
- 6. 獣害防止柵の維持補修・更新に対する支援制度の拡充

- 7. 耕作農地周辺の竹林伐採などの環境整備・緩衝帯の設置の拡充
- 8. 猟友会の活動支援、活動PR
- 9. ジビエ料理の料理研究・開発の推進

○新規就農者

中心経営体となる大規模農業者、地域農業を支えている小規模農業者、それぞれへの支援を充実・拡大しても担い手が確保できないとすれば、将来の担い手となる新規 就農者に活路を求めなければなりません。

地産地消、6次産業化などの農業への関心の高まりもあるなか、新規就農者の確保 に向けては、これまでにはない情報発信が必要となります。加えて、農地の斡旋や機 械購入、施設整備、就農前研修など、新規就農希望者や定年後の帰農者のサポート体 制、また農業経営が軌道に乗るまでのサポート体制を充実されたい。

さらには、経験豊富な高齢者農家の引退で深刻な後継者不足に直面する地域もあり、 経験の浅い方でも就農できるよう、ロボット技術や情報通信技術(ICT)等を活用 したスマート農業を支援されたい。

【具体施策】

- 1.技術指導・販路確保、経営支援などのコーディネーターによる担い手サポート体制の充実
- 2. 就農希望者の相談の場と機会の設定・マッチング仲介の推進
- 3. スマート農業の就農モデルの創設と就農希望者へのPR
- 4. 就農希望者の農地付き空き家への移住の推進
- 5. 定年後の新規就農者支援
- 6. 女性の就農支援・農業で活躍する女性のPR
- 7. 農業大学校(卒業生)支援
- 8.小規模基盤整備による農地の確保
- 9. 農閑期の仕事斡旋制度の創設
- 10. 農業守り隊(応援隊)の設立支援、設立後の活動支援制度の確立
- 11. 次代を担う子どもらに地域農業の現状や農業の魅力などの学習の機会の創出(D VDやビデオ等の教材の作成)
- 12. 新規就農後の継続した支援、再チャレンジへの支援
- 13. 6次産業化の支援(新たな商品開発、販路開発)

○守るべき農地(農用地除外・非農地判断)

甲賀市の荒廃農地は、県下でも最大面積であり、かつ増加の一途にもあります。

農業委員会では、遊休農地(緑)の発生防止・解消の活動を強化することは勿論でありますが、荒廃農地(赤)を非農地として農地から除外し、「守るべき農地」を明確にしなければなりません。

しかしながら、「農地を守る、農地を活かす」ことが使命の農業委員会が、やむを得ず「非農地」と判断するには、明確な判断基準と精度ある事案審査が求められます。

時を同じくして、市においては、令和3年度に「農業振興地域整備計画」の5年毎の全体見直し調査が実施されることから、所有者、地域の意見を聞きつつ、全体的な地域環境へ配慮し、農業委員会とも調整されたい。

【具体施策】

1. 遊休農地の「守るべき農地との棲み分け」のモデルとなる地区の創設

○新型コロナウィルス感染症拡大の影響による農業経営

新型コロナウィルス感染症の拡大が、国内に大きな経済的影響を与える中で、農産物の需要は減少し、日本政策金融公庫がまとめた農業景況調査(~農業の景況及び新型コロナウィルス感染症拡大による影響について~)によると、令和3年通年の景気景況(DI)の見通しは、前年度実績からさらに7.5 ポイント低下し、マイナス32.4%の見込みとしています。また、収支景況(DI)については、特にお茶が、マイナス76.3%、肉用牛が、マイナス48.4%と大幅に低下し、稲作がマイナス38.5%、畑作がマイナス \triangle 37.4%、路地野菜がマイナス \triangle 36.9%、施設野菜がマイナス \triangle 29.2%となっており、本市の農業者においても大変厳しい状況となっています。

こうした状況下では、農業者の自助努力だけでは困難な状況にあり、農業経営の維持及び安定のため、迅速な農業者への独自支援を実施されたい。